

渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会

設立趣旨（設立当時）

自然環境保全の観点から湿地の保全・再生の必要性が叫ばれています。

これまで、人々の生活と様々な形で関わりがあった湿地は、日本だけではなく世界各地で開発等により消滅し、また現在も減少し続けている状況にあるといえます。こうした中、全国でも有数の低層湿原として位置づけられている渡良瀬遊水地は、まとまったヨシ原としては本州最大の面積を持っており、洪水調整機能のほか、渡り鳥の中継地としての機能、広大なヨシ原景観、多様な動植物の生息生育環境、水質浄化機能等の重要な役割を担っています。しかし、近年は、かつてみられた池沼が減少するなど乾燥化が懸念されており、自然環境保全上の大変な課題となっています。

平成12年3月に提言された、渡良瀬遊水地の将来像ともいえる「渡良瀬遊水地の自然保全と自然を生かしたグランドデザイン」では、自然環境の保全、自然を生かした利用に加えて、湿地環境の創出が今後の大きな柱として位置づけられており、今後の湿地保全・再生の必要性及び重要性の高さをうかがい知ることができます。

しかし、渡良瀬遊水地における湿地の保全・再生にあたっては、先駆的な事業であることから、実施場所や構造、再生の手法、目標の設定、維持管理手法などの様々な課題が挙げられます。これらの課題を解決し、望ましい湿地を保全・再生していくためには、河川、動植物、地下水、水質などの幅広い視点からの検討が必要と考えられます。

こうしたことから、渡良瀬遊水地の湿地保全・再生を検討するにあたっては、河川管理者をはじめ、各分野の学識経験者、関係市町の代表、地域住民の代表が、その立場や考え方の違いを越えて十分に対話し、遊水地全体を視野に入れた基本的な考え方を検討するとともに、湿地保全・再生地区の選定、再生方法の検討等を行いながら、湿地保全・再生基本計画を作成することが必要と考え、ここに「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」を設立するものであります。

渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会

委員会規約

(名称)

第 1 条 本会は、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(設置者)

第 2 条 委員会は、国土交通省利根川上流河川事務所が設置する。

(目的)

第 3 条 本委員会は、渡良瀬遊水地の湿地環境等、自然環境の適切な管理のあり方等を検討することを目的とする。

(委員会)

第 4 条 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会務を総理する。

3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 委員会は、利根川上流河川事務所が召集し、委員長が議長をつとめる。

2. 委員会の会議は委員の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、利根川上流河川事務所地域連携課内に置く。

(雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 21 年 8 月 3 日から施行する。